

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



しまった! リフォーム関連トラブルが多発

最近リフォーム工事のトラブルが多発しています。高齢者を狙った悪質な点検商法ばかりでなく、施工がずさんだという相談や追加工事で契約金額が高くなったという相談もあります。



【事例①】

「雨どいの修理 2000円」というチラシを見て業者に修理を依頼した。修理後、屋根の瓦がずれていると写真をみせられたので不安になり、高額な屋根リフォーム工事の契約をしてしまった。



【事例②】

来訪してきた業者に排水管の洗浄を3000円ですと言われ、洗浄してもらった。その後、いつでも修理を受け付けるので家屋のメンテナンス会員にならないかと勧められ、会員になった。床下を点検してもらったら、「湿気がひどく、このままでは柱が腐って大変なことになるので、床下換気扇が必要だ」と言われた。本当に必要な工事なのか心配だ。

リフォーム工事の契約をする前に

- ◎リフォーム業者を選ぶ時は複数業者の見積もりをとり、工事内容を確認しましょう。
- ◎不明な点は確認し、丁寧に説明をしてくれる業者を選びましょう。
- ◎工事内容はきちんと書面にしてもらいましょう。
- ◎契約を急かせる業者には注意しましょう。
- ◎必要な工事か、金額が妥当かは「住まいるダイヤル」(0570-016-100)に相談しましょう。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください!

消費生活センターご案内

〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

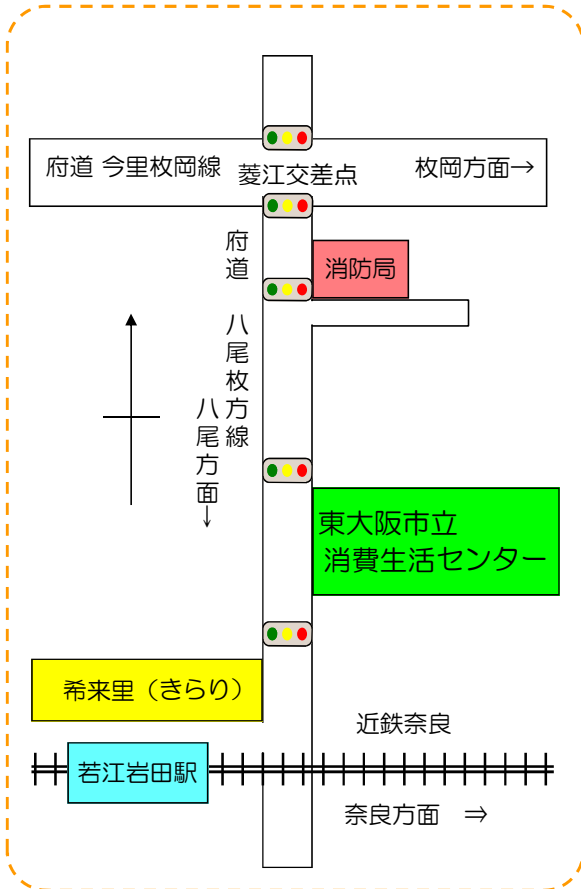
午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター
TEL 072-965-6002(事務所)
FAX 072-962-9385
開館時間 午前9時から午後5時30分まで



… 相談窓口ではこんなことをしています …

◆自主交渉の助言

消費者がご自分で解決できる方法を助言します。

◆苦情処理のあっせん

契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。

◆専門機関の紹介

センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。

◆消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

・事業者からの相談 ・個人間のトラブル ・行政への苦情 ・損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

表面もご覧ください!